



研修会開始まで
しばらくお待ちください。

音声はOFF、カメラはONで受講して下さい。
名前は**事業所名・参加人数**を変更してください。

令和6年度(2024年度) 介護予防・日常生活支援総合事業 研修会



令和7年(2025年)3月27日(木)14時から15時30分まで
吹田市福祉部 高齢福祉室

[本日の内容]

① 吹田市の介護予防・日常生活支援総合事業の概要

② 令和7年度以降の変更点について

③ お知らせ

※①②終了後にそれぞれ質疑応答の時間を設ける予定にしています。

The background is a solid light blue. It features several white line-art illustrations: four clouds (two at the top, two at the bottom), a bird in flight (top center and bottom center), and a city skyline with several buildings of varying heights (bottom center).

① 吹田市の介護予防・日常生活 支援総合事業の概要

吹田市の高齢者の状況



吹田市

令和5年度末

出典:吹田市HP

人口	382,336人
高齢者数	90,949人
高齢化率	23.8%
介護保険料	6,280円(令和6年度～)

(全国平均:6,225円)



【サービス整備圏域別 要支援・要介護認定者数・認定率（第1号被保険者）】（令和5年9月末）

	JR以南	片山・岸部	豊津・江坂・南吹田	千里山・佐井寺	山田・千里丘	千里NT・万博・阪大
第1号被保険者数	9,876	13,566	12,586	14,128	20,731	20,077
要支援認定者	777	867	720	756	1,071	1,532
要介護認定者	1,770	2,094	1,739	1,747	2,377	3,285
認定率（第1号被保険者）	25.8%	21.8%	19.5%	17.7%	16.6%	24.0%

吹田市の65歳以上人口のピークは2050年

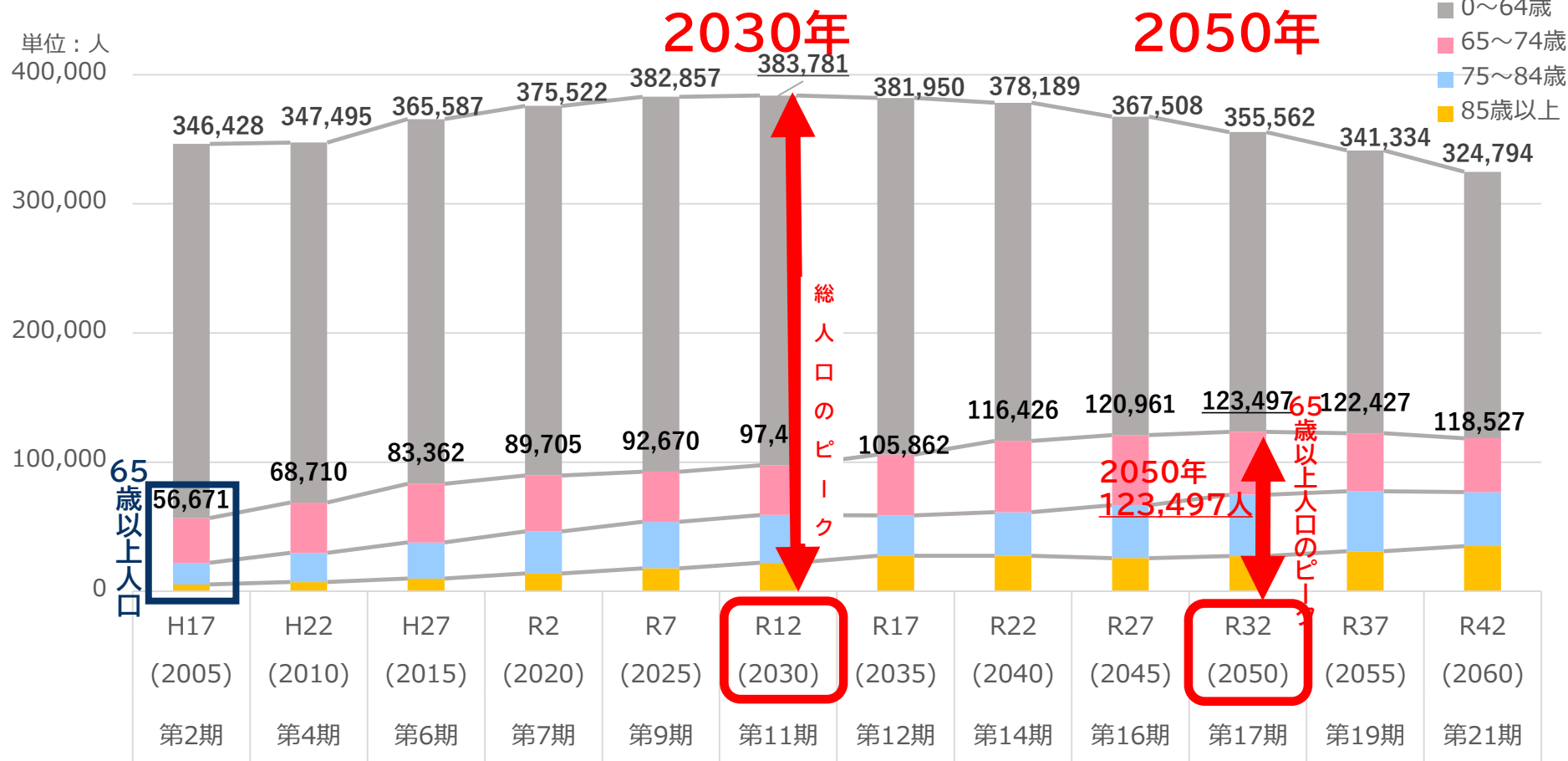
資料

令和5年度まで：住民基本台帳(各年9月末現在)

令和6年度以降：吹田市総合計画に基づく人口推計を元に、住民基本台帳の実績から推計

単位：人
400,000

0～64歳
65～74歳
75～84歳
85歳以上

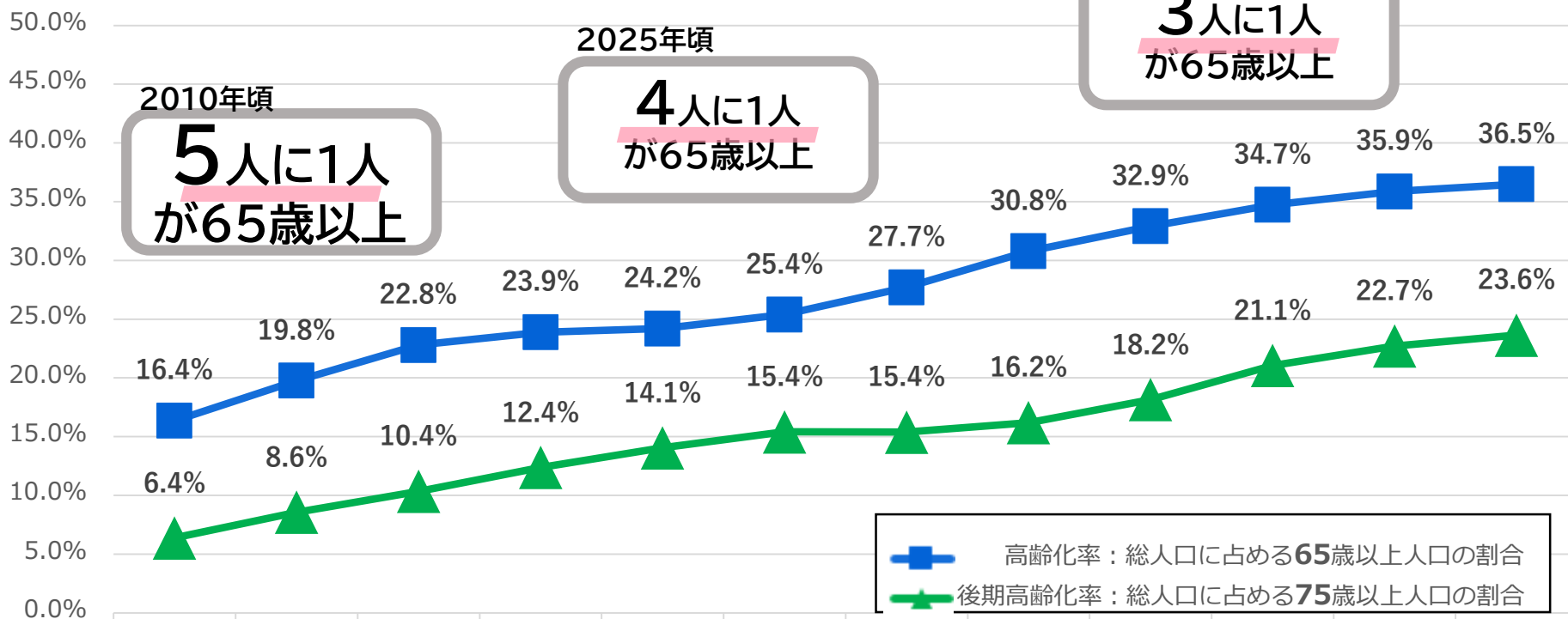


高齢化率

資料

令和5年度まで：住民基本台帳（各年9月末現在）

令和6年度以降：吹田市総合計画に基づく人口推計を元に、住民基本台帳の実績から推計

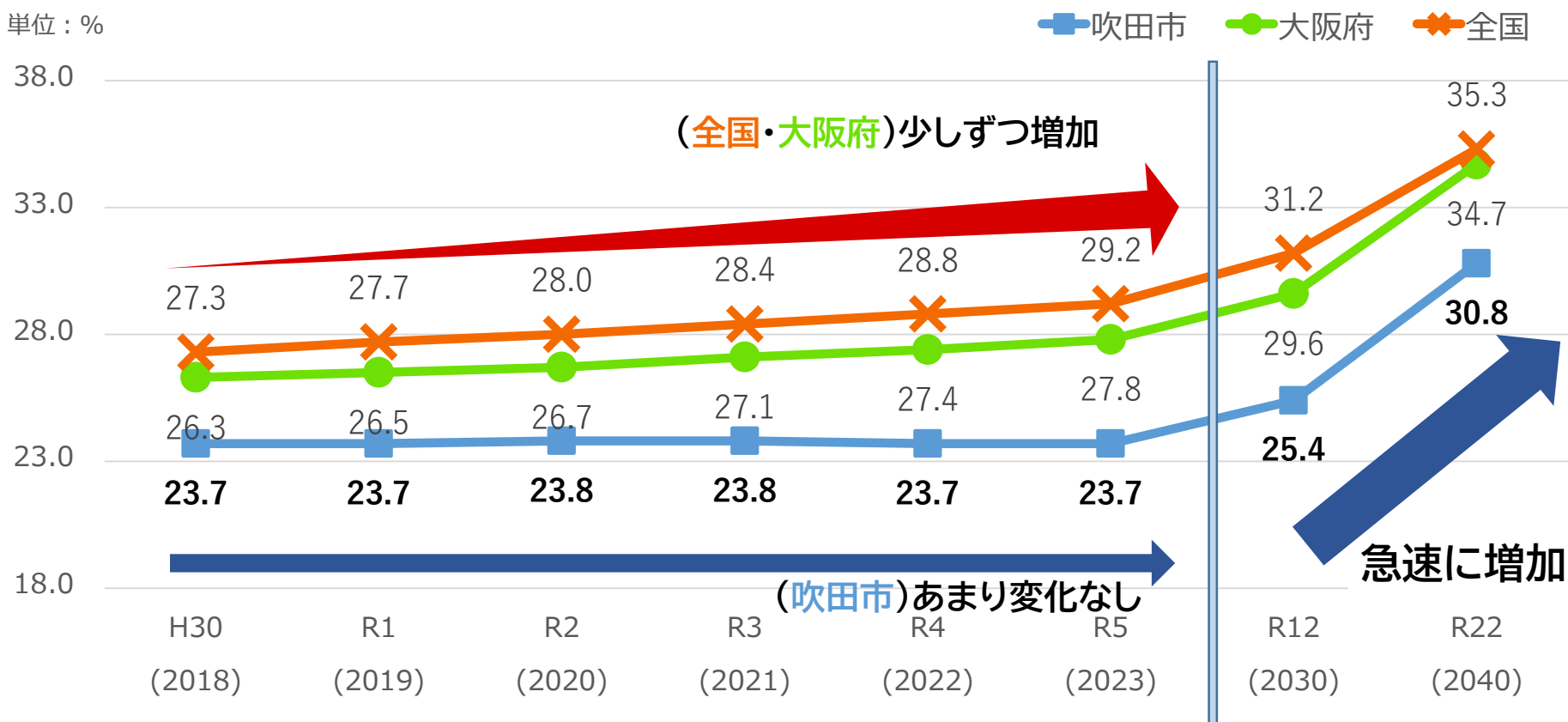


H17	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
(2005)	(2010)	(2015)	(2020)	(2025)	(2030)	(2035)	(2040)	(2045)	(2050)	(2055)	(2060)
第2期	第4期	第6期	第7期	第9期	第11期	第12期	第14期	第16期	第17期	第19期	第21期

高齢化率が全国・大阪府平均と比べて低い

資料
出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年11月調べ）、
及び総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

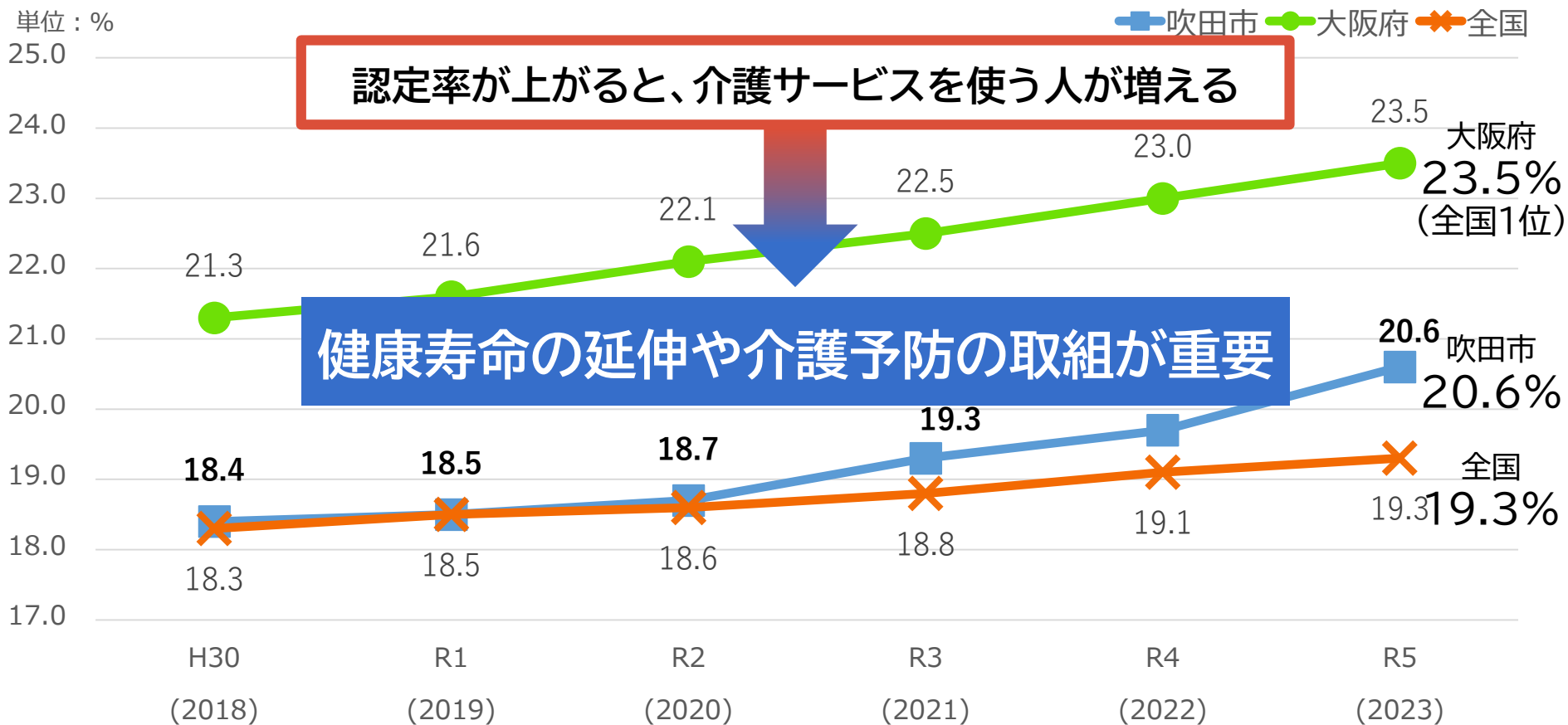
単位：％



認定率が大阪府平均より低い

資料
出典：地域包括ケア「見える化」システム（令和5年11月調べ）

認定率とは、
65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合



吹田市の 介護予防・日常生活支援総合事業



基本に
立ち戻って…

介護保険法の理念

・第1条(目的)

要介護状態となった人が、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、必要なサービスを提供する

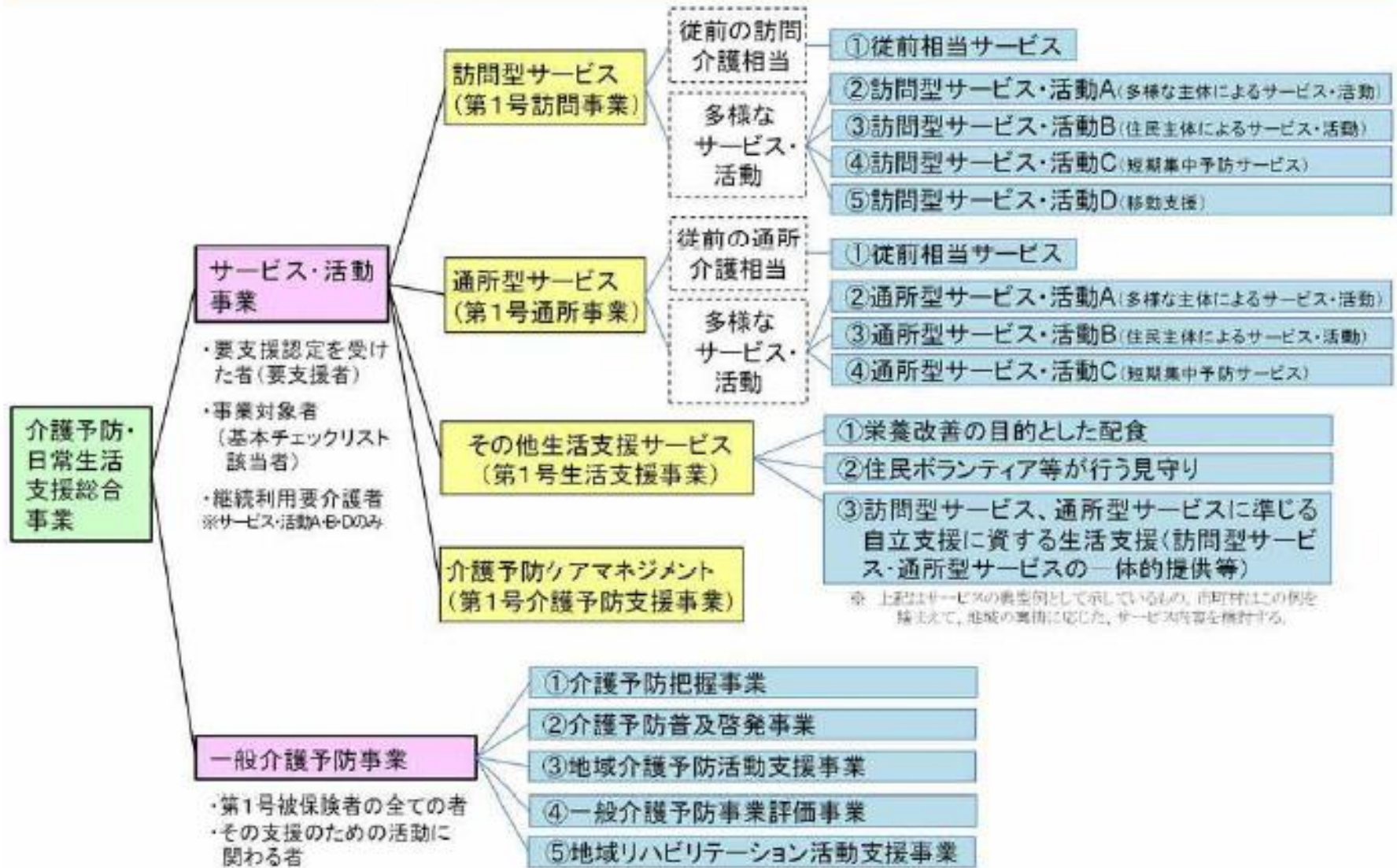
・第4条(国民の努力・義務)

要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努める

要介護状態となった場合にも、進んでリハビリ等のサービスを利用し、その有する能力の維持向上に努める

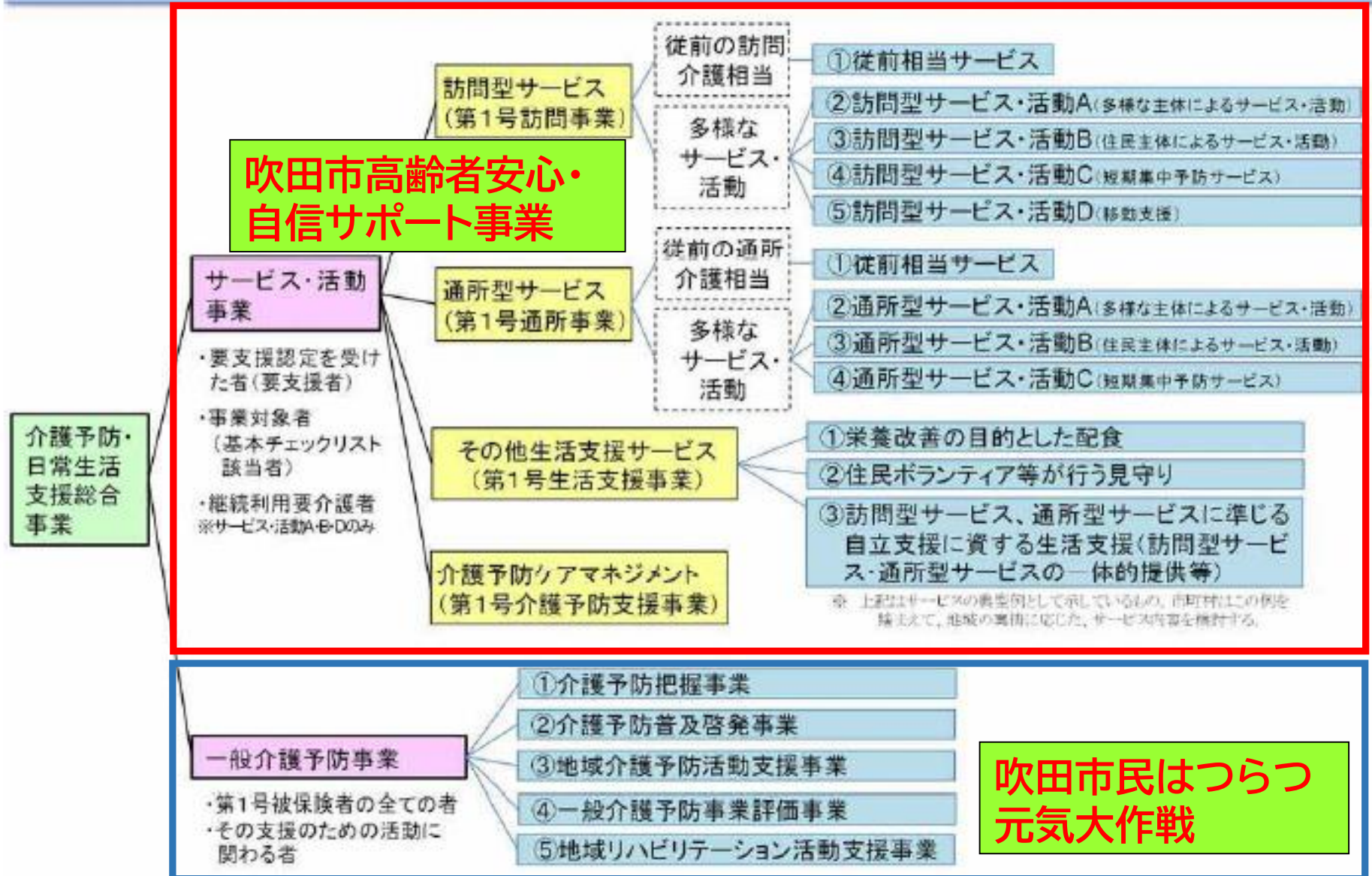
国のガイドライン

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



吹田市の事業構成

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



地域で元気に暮らすために

平成29年4月から、介護保険法改正による 介護予防・日常生活支援総合事業開始

高齢者の生活を支えるための
地域づくり



地域みんなで一緒に取り
組む介護予防活動

**吹田市高齢者安心・
自信サポート事業**

**吹田市民
はつらつ元気大作戦**

安心して自信をもって生活できるよう、自立支援型の通所型サービスや訪問型サービスなど、高齢者の支援体制を地域の中に作っていく取組

一人ひとりができる限り介護予防に努めることや、地域や社会の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切

吹田市の介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針

要支援状態の人が要介護状態になることを防ぎながら、住み慣れた地域の中で生きがいを持って暮らすことができるように、介護予防の視点を軸に高齢者の能力を最大限引き出し、多様で柔軟なサービス提供や地域住民の参画など地域の支え合い体制づくりを推進し、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行う。

【第9期吹田健やか年輪プランにおける指標】

	第8期実績	第9期目標
75歳以上高齢者の要支援・要介護認定率	32.2%	32.0%以下
85歳以上高齢者の要支援・要介護認定率	61.0%	61.0%以下

吹田市高齢者 安心・自信サポート事業



介護予防・日常生活支援総合事業の構成

吹田市高齢者安心・自信サポート事業

介護予防・日常生活支援総合事業

サービス・活動事業

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・事業対象者(基本チェックリスト該当者)
- ・継続利用要介護者※サービス・活動A・B・Dのみ

訪問型サービス(第1号訪問事業)

従前の訪問介護相当

多様なサービス・活動

①従前相当サービス

②訪問型サービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)

③訪問型サービス・活動B(住民主体によるサービス・活動)

④訪問型サービス・活動C(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービス・活動D(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

従前の通所介護相当

多様なサービス・活動

①従前相当サービス

②通所型サービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)

③通所型サービス・活動B(住民主体によるサービス・活動)

④通所型サービス・活動C(短期集中予防サービス)

その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じて、サービス内容を調整する。

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

吹田市民はつらつ元気大作戦

時期	吹田市独自のサービス内容
平成29年4月 【サポート事業開始】	【新たな報酬単位の設定】 通所型サポートサービスにおいて、要支援2の認定者の週1回利用の報酬単位を設定 【訪問型短期集中サポートサービスを開始】 日常生活における生活行為が困難な方が、専門職が考えたプログラムを集中的に取り組むことで自立支援を図るサービス。
平成30年10月	【通所型入浴サポートサービスを開始】 運営等の基準を緩和して、入浴の実施に特化したサービス(1回算定報酬)
令和2年12月	【ケアプラン作成の委託を開始】 訪問型短期集中サポートサービス利用のためのケアプラン作成について、居宅への委託を開始
令和3年4月	【1回算定報酬の適用を開始】 訪問型及び通所型サービスにおいて、決められた回数や曜日を毎週利用しないと当初からケアプランに位置付けている場合には、月額報酬ではなく、1回算定報酬を適用
令和3年12月	【ケアプラン作成の委託を開始】 ケアマネジメントC作成について、居宅への委託を開始
令和4年4月	【1回算定報酬の適用を拡充】 同一のサービス種類で、複数の事業者を利用する場合はそれぞれの事業者で1回算定報酬を適用

介護予防ケアマネジメントの考え方

介護予防ケアマネジメントとは

利用者に対するアセスメントを行い、その状況や置かれている環境等に応じて、目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、**自ら実施、評価できるよう支援すること。**

目的

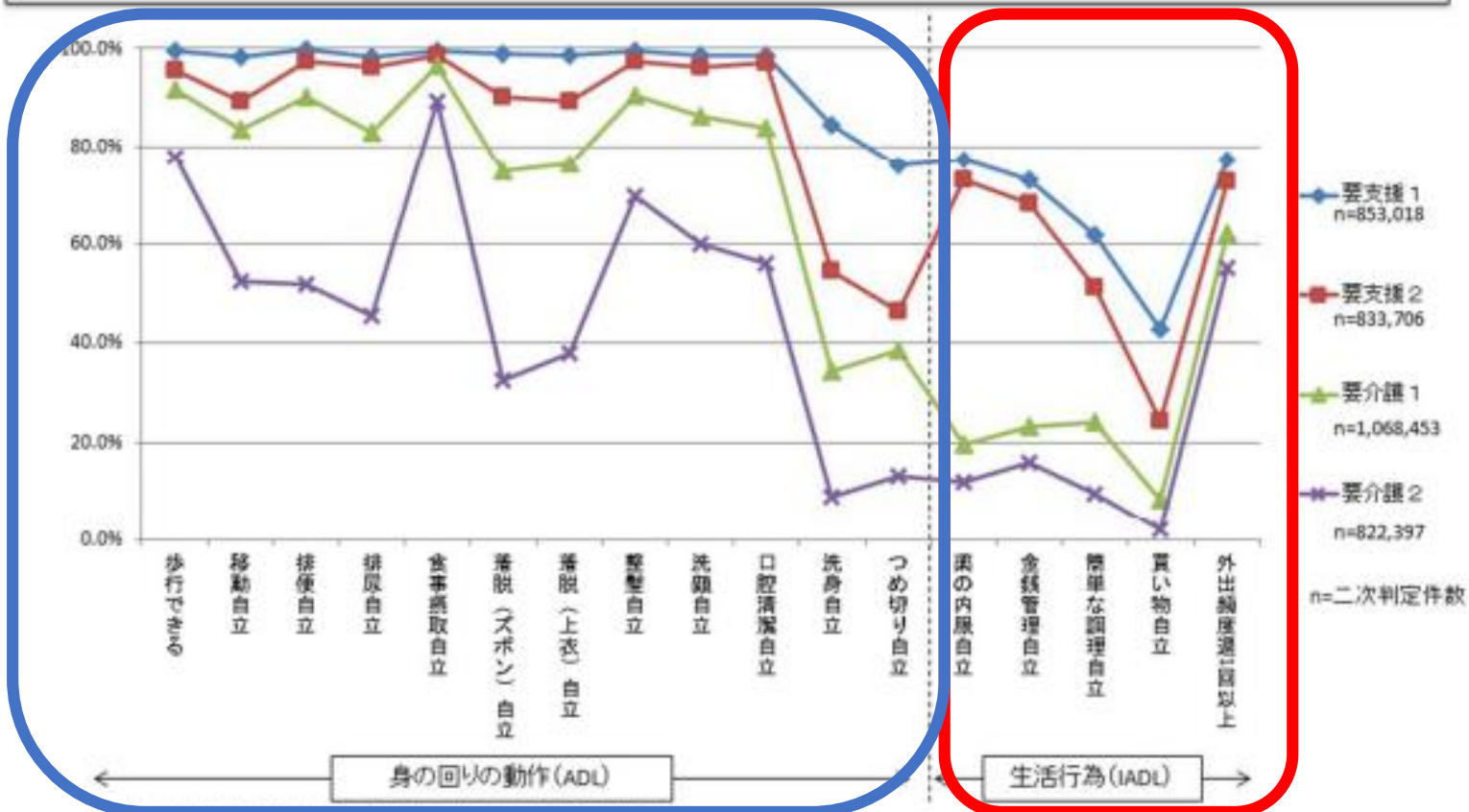
介護予防や社会参加の推進

サービスや一般介護予防事業等の多様な事業が包括的かつ効果的に提供される必要な援助を行うこと

総合事業の対象となる方の特徴

要支援1～要介護2の認定調査結果

要支援者のほとんどは、身の回りの動作は自立しているが、買い物など生活行為の一部がしづらくなっている。



※1 「歩行できる」には、「何かにつかまればできる」を含む。

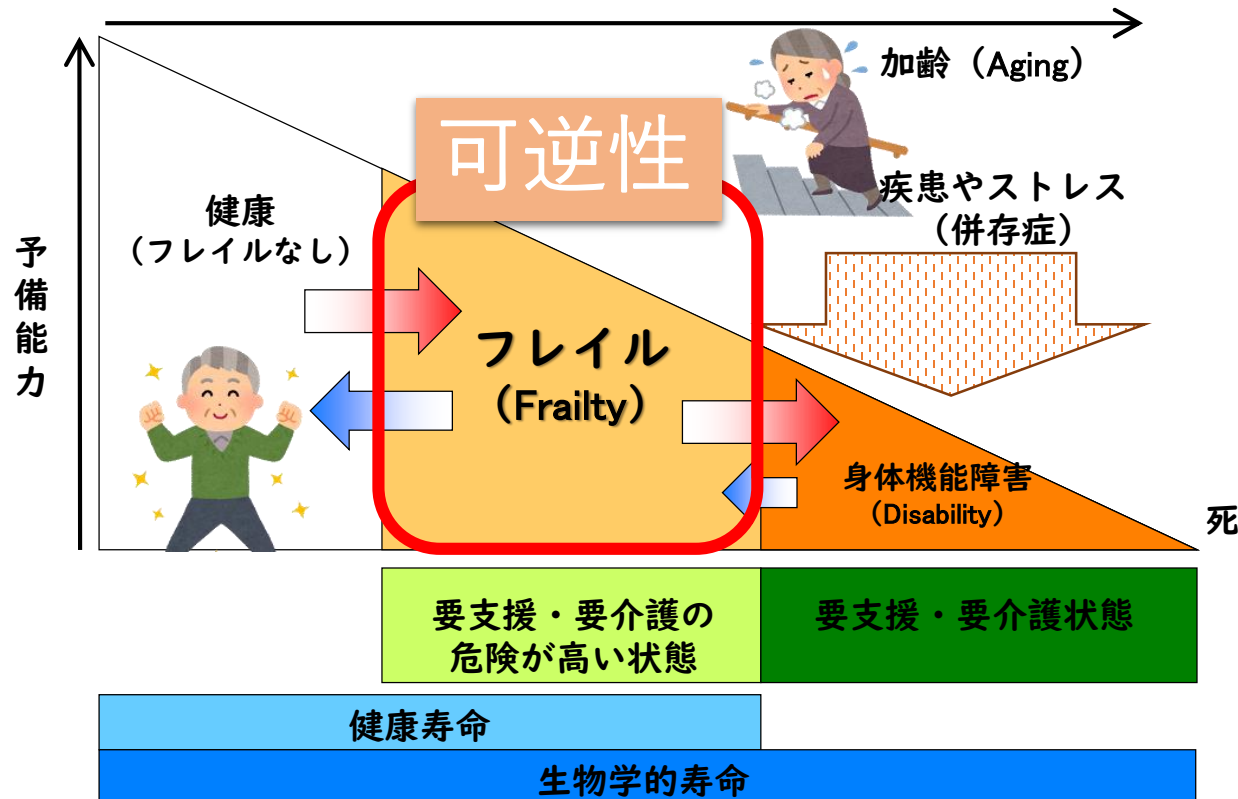
※2 平成28年度要介護認定における認定調査結果(出典:介護保険総合データベース(平成30年1月15日集計時点))

総合事業の対象となる方の特徴

IADLの低下はフレイルに該当



効果的な介入によって改善の期待あり！！



介護予防ケアマネジメントの在り方

(例) 要支援 1 の認定があり、買い物がしんどくなってきたから、ヘルパーを利用したい

買い物が
しんどい

ヘルパー
支援

日々の活
動量が低
下

本人の能力低下、フレイル状態進行、
更なる介護度悪化のリスク etc...



介護予防ケアマネジメントの在り方

ポイント

多様な選択肢を組み合わせ、どうすれば本人が自立して生活
することができるようになるかを考える

買い物がしんどい

筋力向上の
ため地域の
体操に参加

市のリハビ
リ専門職に
よる自主ト
レ指導

配達サービ
ス・移動販
売車の利用

近隣住民に
よる買い物
支援

ヘルパーに
よる支援

本人の自立した生活の支援につなげる！



1 訪問型短期集中サポートサービス

(訪問型サービス・活動C)



体力・筋力が低下し「つまづきやすくなった」など、日常生活に不安を感じるようになってきた方を対象に、作業療法士が訪問し、利用者の生活目標を設定のうえ、支援機関が一体的に取り組めます！

目的	日常生活に支障があり、生活行為が困難な高齢者が、作業療法士が考えたプログラムを通所型サービスと組み合わせ、集中的に取り組む、自立支援を図ること
対象	①整形外科疾患がある者 ②入院等に伴う廃用症候群がある者 要支援1・2の者または基本チェックリスト該当者 等
ケアプラン担当	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所（令和2年12月～）
期間	3か月（最長6か月）

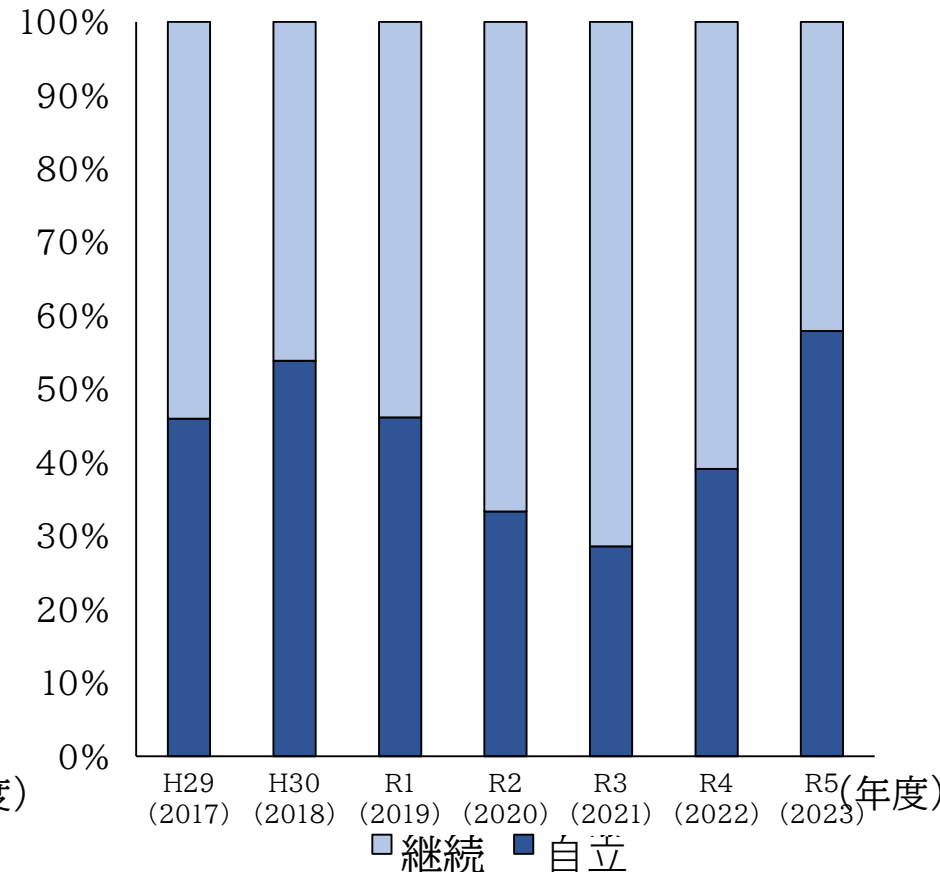
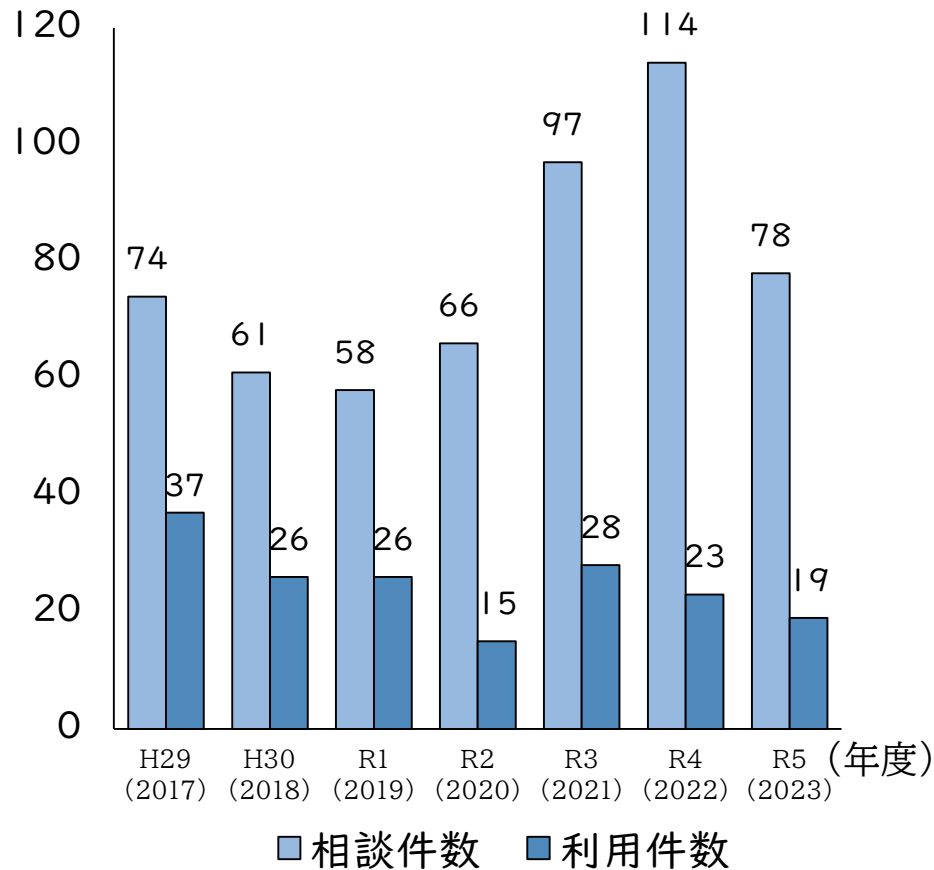
幅広く相談対応
実施！

その他、作業療法士による訪問対応：

- ①基本チェックリスト実施時②身体機能や住環境の調整・評価
③日常生活動作への助言・指導 等 ※1回限りの訪問

訪問型短期集中サポートサービスの相談・利用実績

(件数)



- ・ 本人のセルフケアマネジメントを支援！
- ・ 介護予防ケアマネジメントの手段として活用可能！



2 通所型入浴サポートサービス

(通所型サービス・活動A)

デイサービス等の入浴設備を活用し、送迎と入浴サービスのみ実施します。(送迎の有無については要確認)

入浴前後の健康状態の把握も利用者が主体的に行います。

目的

入浴行為は自立して行うことができるが、不安があるため、見守り程度の支援が必要な方に対して、デイサービス等の入浴設備を活用し、入浴の機会を確保すること

対象

①洗身等自立しており、入浴の見守りが必要な方、又は入浴に不安のある方。

②入浴行為に伴う一連の動作は自立しているが、入浴の一部の動作に見守りが必要で、かつ、自宅の浴室事情により入浴できない方。

要支援1・2の者または基本チェックリスト該当者 等

ケアプラン担当

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所

期間

ケアプランに設定した期間。

3 介護予防ケアマネジメントの種類と特徴

種類と特徴	対象となるサービス等
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	訪問型サポートサービス 訪問型短期集中サポートサービス 通所型サポートサービス 通所型入浴サポートサービス
ケアマネジメントC (初回のみ of ケアマネジメント)	吹田市民はつらつ元気大作戦 メニューを利用

ケアマネジメントC

対象者 要支援1、2、基本チェックリスト該当者で、予防給付・サポート事業を**利用していない、もしくは、サポート事業を利用していたがサービスを終了し、**吹田市民はつらつ元気大作戦のメニューを週1回以上利用する者で、利用にあたり支援が必要で、計画作成を希望する者。

内容

- ・吹田市民はつらつ元気大作戦への1回の参加を確認し、介護予防ケアマネジメント費を請求。
- ・3か月後、モニタリングを実施（訪問あるいは電話）した後、「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼中止届出書」を介護保険グループに提出。

※昨年度の振り返り

令和6年4月からの変更点（介護予防ケアマネジメント）

1 モニタリング期間の変更

モニタリングは、サービス提供開始から3か月に1回、対象者の居宅に訪問の上、利用者に面接して実施する。ただし、次に掲げる事項にいずれにも該当する場合であって、少なくとも6か月に1回、居宅に訪問し面接するときは、居宅を訪問しない月において、テレビ電話等を活用して対象者に面接できることとする。

※昨年度の振り返り

★事項

- (1) テレビ電話等を活用して面接を行うことについて、文書により対象者の同意を得ていること。
 - (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、その他の関係機関の合意を得ていること。
 - (i) 対象者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 対象者がテレビ電話等を活用して意思疎通が行うことができること。
 - (iii) 担当者が、テレビ電話等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、関係機関から提供を受けること。
- また、サービス評価期間終了月、対象者の状況に著しい変化があった時、対象者の居宅に訪問の上、利用者に面接して実施すること。

※昨年度の振り返り

2 評価表、アセスメントシート等の作成 時期等の変更について

(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)サービス評価表)

作成時期:①ケアプランに位置づけた期間の終了時。

②ケアプラン変更の必要がある場合及び介護保険における区分変更申請が必要な場合。

③「自立生活支援のための見守りの援助」を利用する場合3か月毎。

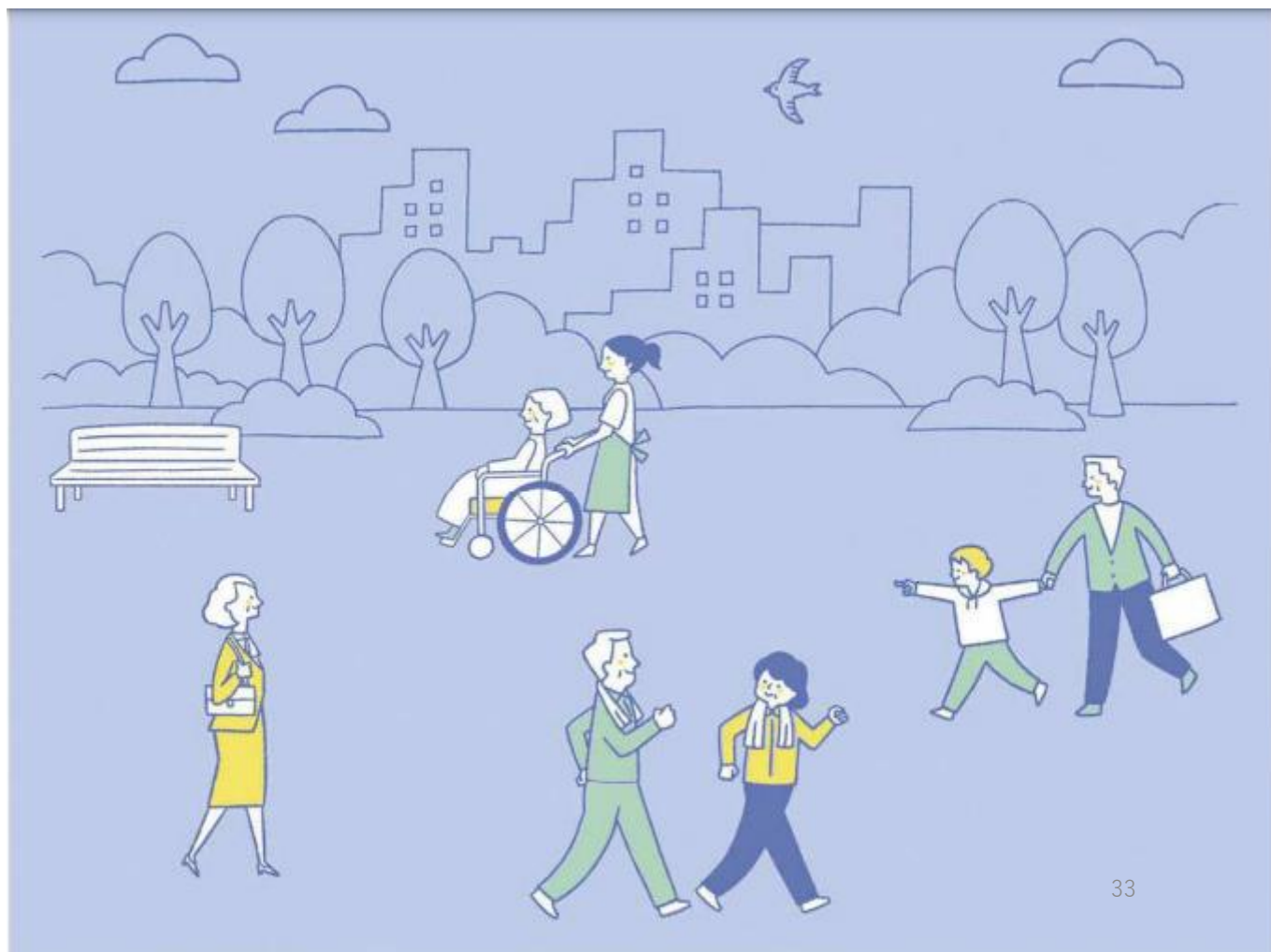
(吹田市高齢者安心・自信サポート事業アセスメントシート)

作成時期:①初回訪問時

②ケアプラン更新時や変更時

(現在の健康状態) 聞き取り不要

吹田市民はっらっ元気大作戦



介護予防・日常生活支援総合事業の構成

吹田市高齢者安心・自信サポート事業

訪問型サービス (第1号訪問事業)

従前の訪問
介護相当

多様な
サービス・
活動

①従前相当サービス

②訪問型サービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)

③訪問型サービス・活動B(住民主体によるサービス・活動)

④訪問型サービス・活動C(短期集中予防サービス)

⑤訪問型サービス・活動D(移動支援)

サービス・活動 事業

- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・事業対象者
(基本チェックリスト
該当者)
- ・継続利用要介護者
※サービス・活動A・B・Dのみ

通所型サービス (第1号通所事業)

従前の通所
介護相当

多様な
サービス・
活動

①従前相当サービス

②通所型サービス・活動A(多様な主体によるサービス・活動)

③通所型サービス・活動B(住民主体によるサービス・活動)

④通所型サービス・活動C(短期集中予防サービス)

その他生活支援サービス (第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

③訪問型サービス、通所型サービスに準じる
自立支援に資する生活支援(訪問型サー
ビス・通所型サービスの一体的提供等)

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を
踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

介護予防・ 日常生活 支援総合 事業

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に
関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

吹田市民はつらつ
元気大作戦

介護予防普及啓発活動



介護予防講演会

認知症予防・口腔機能向上、笑いと介護予防、栄養改善

今こそ！栄養教室

- ・管理栄養士の講義
- ・2日間コース。市内7カ所で実施
- ・食事バランスのチェックや献立作成

はつらつ体操教室

- ・週に1回、3か月間通う、介護予防教室
- ・元気に暮らすための“からだづくり”を目指す
- ・体操、体力測定、介護予防のミニ講座を実施

脳いはい教室

- ・オンライン参加による認知機能維持・向上教室
- ・運動や音楽などの脳トレプログラム、参加者同士のオンライン交流会

和元気アツ教室

- ・歯科医師、歯科衛生士の講義
- ・2日間コース。市内8カ所で実施
- ・健口体操の実施やブラッシングの方法について

ひろばde体操

- ・身近な公園や商業施設で体操
- ・週1回、自由参加、申込は不要
- ・市内20か所(令和7年1月末時点)で実施

地域介護予防活動支援事業

いきいき百歳体操

- ・高知県発祥の筋力トレーニング運動
- ・椅子に座って行う、おもりを使った運動
- ・住民主体の通いの場として市内で173グループ活動中！（令和7年1月末時点）

介護予防推進員

- ・介護予防についての基本的な知識と、吹田市の高齢化の状況を理解し、地域で介護予防の普及活動を担うボランティア
- ・登録者数：130名（令和7年1月末時点）

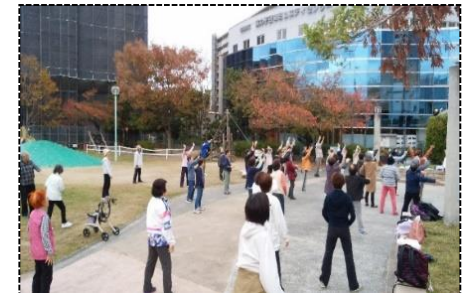


（いきいき百歳体操参加者）

階段を上がるのが楽になりました！

（介護予防推進員）

「ひろばde体操」で活動しています！

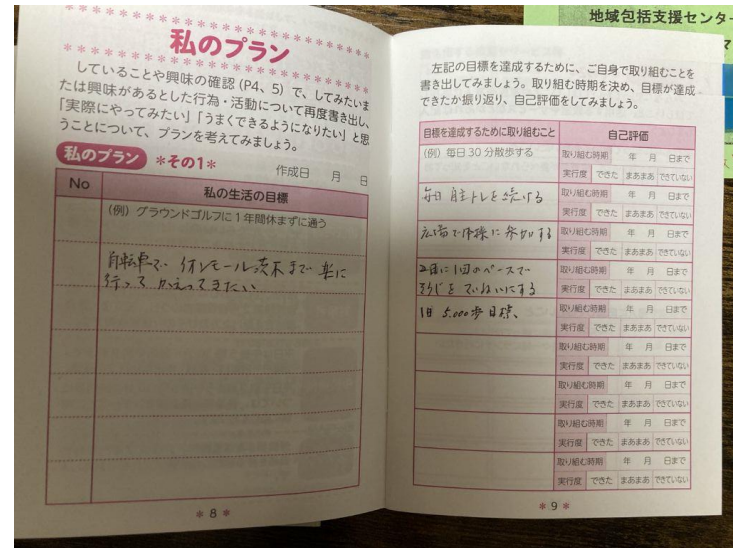


- この年間計画には、秋田市民は「この元来大衆的で直結している介護予防の策、県立高等を模範としています。田中、場所等は完全となる場合があるため、市街地には「はつとつ」のペースで「ご高齢」がよい。
- 「どんなに早くすればよいかわからない」「早く必要なら早くして欲しい」等の介護予防に関するご相談は、お住まいの地域を管轄する地域福祉センターにご相談ください。

① 介護予防推進活動とは、と
 介護予防活動については法的な根拠と、計画の高度化の状況を整理し、地域で介護予防の普及活動を
 図っていくべくボランティアです。
 ② 介護予防推進委員の活動内容とは
 介護予防推進委員の役割（介護の見本・見守り） さらなる元気づけの普及・音聲
 市主催の介護予防教室、講座およびPT会等、当日の運営協力
 事業の推進を図る（1日1回活動継続活動グループ）を介護予防推進委員
 介護予防推進委員会になること
 介護予防推進委員会活動（2時間×3回）を主催し（11月4日）、登録していただきます。
 毎月7年度年度 10月10日（金）10月17日（金）10月24日（金）
 15時～16時45分～4時 千早市役所センター
 ③ 問合せ・申込先
 高齢福祉課 支所グループ介護予防担当 TEL 6170-5860 FAX 6368-7340

はつらつ元気手帳（介護予防手帳）

介護予防活動の記録や健康状態の確認、生活目標の作成など、自己管理のための手帳です。



(参考)短期集中利用者の記入例

<配付対象>

65歳以上の吹田市民

<配付方法>

地域包括支援センター
及び高齢福祉室窓口、介
護予防教室・講演会



その他の吹田市民はつらつ元気大作戦の取組

・街かどデイハウス

要介護認定を受けていない方や、要支援の認定はあるものの、継続的な介護保険サービスを受けていない方で、介護予防に取り組む必要のある方を対象とする通所施設

・介護支援サポーター

研修を修了した65歳以上の方が、施設や病院などで、洗濯物の整理やシーツ交換等の活動を通じて、健康増進を図り、介護予防に積極的に取り組む活動



吹田市の自立支援の取組



自立支援の取組の重要性

(2) 自立支援型ケアマネジメントの事業者への浸透・定着

【担当：高齢福祉室】

重点取組

- 自立支援・重度化防止の積極的な取組の推進をめざし、市、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者等の意識の共有を進めるとともに、引き続き自立支援型ケアマネジメントに関する研修会を行います。
- 介護支援専門員資質向上研修の際に、自立支援型ケアマネジメントの十分な理解の促進も図られるよう努めます。
- 多職種が協働して、事例検討による自立支援型ケアマネジメント会議を継続して実施し、自立支援に資するケアマネジメント実践の定着と充実を図り、介護予防・重度化防止をめざします。

出典：第9期吹田健やか年輪プラン(吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

★ポイント

- ・本人の強みを生かし「やりたいことをできるよう」に支援！
- ・本人の関心ごとや「～したい」「～してみたい」という気持ちや意欲を引き出し、高める支援が重要！



適切な介護予防ケアマネジメント推進

自立支援型ケアマネジメント会議

自立を阻害している要因と生活動作が改善できるよう、リハビリテーション専門職等を活用し、多職種協働で事例検討を行う。

目的

介護保険法における「自立支援・機能向上」の理念に基づき、自立支援・重度化予防、自立支援型ケアマネジメントの考え方の浸透と定着を目指す。

対象

第1号被保険者（65歳以上高齢者）かつ、吹田市基本チェックリスト該当者、要支援者等新規サービス利用者かつ、整形外科疾患や退院直後の廃用症候群等の状態にある者。

自立支援型ケアマネジメント会議での助言

多職種の
アセスメントの視点



インフォーマル
サービスの情報提供



利用者の望む生活(=「〇〇したい」)を支援する！



吹田市における自立支援に資する研修会 (令和6年度)

訪問型短期集中サポートサービス実践報告会

(令和6年7月5日開催)

- ・ 訪問型短期集中サポートサービスについて、利用実績を踏まえた分析結果について報告。利用者や支援者に登壇していただき、感想等を紹介。 **参加者：支援者31名**

自立支援型ケアマネジメント研修会

(令和6年9月27日開催)

- ・ 大阪府アドバイザーを講師に招き、自立支援型ケアマネジメントについて研修会を開催。 **参加者：支援者23名**

高齢者報告会「何歳になっても元の生活が取り戻せる！」

(令和6年11月27日開催)

- ・ 訪問型短期集中サポートサービスを利用した結果、生活目標を達成した高齢者や支援者による報告会を市民等に向けて開催。 **参加者：高齢者等56名、支援者16名**



広報インセンティブ

「すいた年輪サポートナビ」の事業者検索において、自立支援に資する取組を実施した介護保険サービス事業所に★マークを付けることにより、市民への情報提供を行う。

目的

事業所が自立支援・重度化防止に向けて、個別事例の課題解決の経過を共有しながら、自立支援についての共通認識や一体的に取り組む意識の醸成を促すとともに、市民へ情報の見える化を進める

対象

要件Aは必須。 要件B又は要件Cはどちらかを満たすこと。

A 自立支援に資する研修会への参加し、アンケートを提出

B 自立支援型ケアマネジメント会議への事例提供及び会議での助言内容を反映し、1年以内に利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している。

C 通所型サポートサービスの終了後、3か月以上通所型サポートサービスを利用していない場合。

もしくは、市の専門職（OT）を活用し、高齢者が1年以内に家事支援の利用回数の減少等の効果があり、その効果が3か月以上継続している場合。

広報インセンティブ登録事業所数

※登録事業者の一覧は、市役所118番窓口横に配架しています。

単位：事業所数

	令和4年度末時点	令和5年度末時点	令和6年度 (3/21現在)
地域包括支援センター (★1つ)	1	6	5
(★2つ)	0	0	5
居宅介護支援事業所 (★1つ)	0	0	0
通所型サポートサービス (★1つ)	0	2	5
(★2つ)	0	0	1
訪問型サポートサービス (★1つ)	0	0	0

申請書は本市HP上に掲載しています
要件に該当する事業所は御確認ください

SC（生活支援コーディネーター）とは

多様な主体との連携をコーディネートし、不足するサービスの開発や担い手の発掘・養成を進めるSC(生活支援コーディネーター)を配置しています！

目的

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくために、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス等の提供体制構築を目指し、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

主な業務

広域型SC（1名）

- ・ 多様な社会資源とのネットワーク構築
- ・ 吹田市高齢者生活支援体制整備協議会の開催
- ・ 地域型SC活動状況の把握、支援

地域型SC（2名）

- ・ 地域における多様な主体による地域活動、地域づくりの取組にかかるコーディネート（地域検討会の活用）
- ・ 地域活動や担い手の創出へ向けた調整及び具体化

質疑応答



★御質問や御意見等ありましたら、
ミュートを解除し、御発言お願いします。

②令和7年度以降の変更点について



令和7年度以降の主な変更点

- 1 訪問型サービス・活動Aの延期について
- 2 通所型入浴サポートサービス
(通所型サービス・活動A)の終了について
- 3 サービスコード・マスタインターフェースの
変更について
- 4 介護予防・日常生活支援総合事業の
ガイドライン等の改正に伴う対応について

1 訪問型サービス・活動Aの延期について

第9期計画期間中の開始は延期することになりました

※昨年度資料

これまでの御意見等を踏まえて、

訪問型サービスAのスキーム案の概要 (第9期計画期間中の開始を予定)	
対象者	要支援1・2の者または基本チェックリスト該当者・持病があっても安定している方。(精神疾患や認知症等の進行性疾患は対象外) ※令和6年度介護報酬改定により利用者が要介護に移行した場合も利用可能。
内容	生活援助(買い物、掃除、洗濯、調理等) ※自立生活支援のための見守りの援助(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)は含まない。
時間	令和6年度介護報酬改定を踏まえ検討中。

※事業所は指定を予定
※訪問型サービスA従事者養成研修については適宜開催を予定

改めて地域の実状に応じた必要なサービス体制について検討を進めていきます。

1 訪問型サービス・活動Aの延期について

訪問介護事業者を対象としたアンケート調査

(令和6年8月～10月実施)

対象:142事業者

回答:81事業者(回答率57.0%)

Q.貴事業所の訪問介護員等の 過不足状況について

	回答 件数	回答率
①非常に不足している	35	43.2%
②不足している	24	29.6%
③やや不足している	17	21.0%
④充足している	5	6.2%
⑤過剰である	0	0.0%
合計	81	100.0%

意見（一部抜粋）

専門職が対応する必要がない、事業対象者、要支援のサービス内容をきちんと精査すべき。お手伝いさん扱いではなく、**ヘルパーによる対応の必要性についてケアマネが見極め**説明すれば、ここまで派遣するヘルパーが不足しないと感じています。

要支援の方で通学路で旗を持ってボランティアされて居られる方が見られます。とてもお元気です。掃除、洗濯はヘルパーが来てくれるのでむっちゃ楽！「ヘルパーはお手伝いではないですよ！」と思いました。

2 通所型入浴サポートサービス (通所型サービス・活動A) の終了について

(1) 事業の経過

時期	経過
平成30年10月	地域の公衆浴場の閉鎖に伴い、高齢者のニーズがあり事業を開始。 平成30年度末時点で登録事業所は5事業所。
令和6年2月	令和3年度以降の全実績を担っていた事業所が令和6年1月末で指定終了。 登録事業所は2事業所。

(2) 登録事業所数

令和2年度末までは5事業所の登録があったものの、次第に登録事業所が減ってきている。

年度(末)	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
登録事業所数 (数)	5	5	5	4	3	2	2

2 通所型入浴サポートサービス (通所型サービス・活動A) の終了について

(3) 利用実績

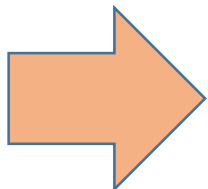
令和5年度は過去最高の実績ではあったものの、令和6年2月以降請求実績なし。

年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
延べ請求件数 (件)	1	7	22	17	22	32	0

(参考)

吹田健やか年輪プランにかかる高齢者等の生活と健康に関する調査結果
Q.「お住まいで困っていることはありますか。」

A. 第8期「風呂がない」(0.6%)、「風呂が使いにくい」(6.4%)
第9期「風呂がない」(0.5%)、「風呂が使いにくい」(3.1%)



利用実績の低下及び、地域住民によるニーズの低下

2 通所型入浴サポートサービス (通所型サービス・活動A) の終了について

(4) 今後の予定

通所型入浴サポートサービス(通所型サービス・活動A)は、令和7年6月末の廃止を予定。

時期	実施予定
令和7年3月27日	令和6年度(2024年度)吹田市介護予防・日常生活支援総合事業研修会にて、参加事業者に対して周知
令和7年4月	本市ホームページ等を活用し、市民及び事業者に対して周知
令和7年6月末	通所型入浴サポートサービス(通所型サービス・活動A)の廃止

3 サービスコード・マスタインターフェースの変更について

(1) 訪問型サポートサービス

出典：介護保険最新情報Vol.1210

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）		訪問型サービス
※ 介護保険法施行規則第140条の6第3項第2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成		
利用者の生活状況に応じた基本サービス費 （月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の訪問型サービスとの組み合わせが可能）		利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）		特別地域加算 15/100
（1）1週に1回程度の場合 1,176単位		中山間地域等における小規模事業所加算 10/100
（2）1週に2回程度の場合 2,349単位		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5/100
（3）1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		初回加算（1月につき） 200単位
ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）		生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき） 100単位
（1）標準的な内容の訪問型サービスである場合 287単位 （旧区分二～八を統合）		生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき） 200単位
（2）生活援助が中心である場合（※2）		口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで） 50単位
（一）所要時間20分以上45分未満の場合 179単位		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき） 所定単位数の 245/1000
（二）所要時間45分以上の場合 220単位		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき） 所定単位数の 224/1000
（3）短時間の身体介護が中心である場合（※3） 163単位		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき） 所定単位数の 182/1000
		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき） 所定単位数の 145/1000
		令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）（1月につき） 所定単位数の 221/1000 から76/1000
（※1）ロについては、1月につきイ（3）に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。		（※5）（1）224/1000、（2）208/1000、（3）200/1000、（4）187/1000、（5）184/1000、（6）163/1000、（7）163/1000、（8）158/1000、（9）142/1000、（10）139/1000、（11）123/1000、（12）118/1000、（13）109/1000、（14）76/1000
（※2）ロ（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。		高齢者虐待防止措置未実施減算 -1/100
（※3）ロ（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介護並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介護及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。		業務継続計画未実施減算 -1/100
（※4）イ並びにロ（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。		事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 90/100等

3 サービスコード・マスタインターフェースの変更について

(2) 通所型サポートサービス

出典：介護保険最新情報Vol.1210

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

通所型
サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の6第3号の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

（※）については、令和6年6月に見直しを行った事項。

（※1）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の6第2号の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（1）又はロ（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（2）又はロ（2）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

（※2）ロ（1）については1月につき4回まで、ロ（2）については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	60単位 30/170単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 30/144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 30/48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回程度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき、6月に1回程度）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき、6月に1回程度）	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	92/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	90/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	80/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）（1月につき）	81/1000 から33/1000

（※3）（1）81/1000、（2）76/1000、（3）79/1000、（4）74/1000、（5）65/1000、（6）63/1000、（7）56/1000、（8）69/1000、（9）54/1000、（10）45/1000、（11）53/1000、（12）43/1000、（13）44/1000、（14）33/1000

3 サービスコード・マスタインターフェースの変更について

(3) 介護予防ケアマネジメント

出典：介護保険最新情報Vol.1210

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

介護予防
ケアマネジメント

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

○ 令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正
1月当たり	438単位	442単位

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し>（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）

介護予防ケアマネジメントの基本報酬、加算、減算

基本サービス費

介護予防ケアマネジメント費

442単位

（※）については、令和6年4月に見直しを行った事項。

利用者の状態に応じたサービス提供や 施設の体制に対する加算・減算

初回加算（1月につき）	300単位
委託連携加算	300単位
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100

サービスコード・マスタインターフェースは
令和7年4月中にHP掲載予定

4 介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等の改正に伴う対応について

令和6年8月5日付で、介護予防・日常生活支援総合事業に関する以下の要綱等が改正（介護保険最新情報 Vol.1299）

- (1)「地域支援事業の実施について」
- (2)「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」
- (3)「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」

今後、上記ガイドライン等の内容や他市の動向も踏まえ、地域の実状に応じたサービス内容の検討を進めていきます！

各都道府県介護保険担当課（室） 各市町村介護保険担当課（室） 御 中 ← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課
介 護 保 険 最 新 情 報
今回の内容 令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について、 「市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」について（周知） 計 24 枚（本紙を除く）
Vol.1299 令和6年8月5日 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。】 連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3986・3982) FAX : 03-3593-7894

質疑応答



★御質問や御意見等ありましたら、
ミュートを解除し、御発言お願いします。

③ お知らせ



すいた年輪サポート なび



吹田市では、市内にある医療機関・歯科診療所・薬局や、吹田市をサービス提供地域にしている介護サービス事業者、高齢者の生活サポート情報(家事援助や配食、配達等)を検索することができるサイト「すいた年輪サポート なび」を開設しています。

◆ウェブサイトを開く方法

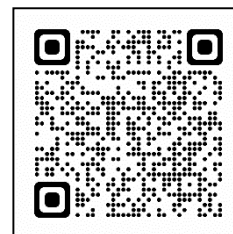


吹田市ホームページのトップページにあるこのイラストをクリック！

【介護保険サービス事業所の皆様】

空き情報調査へのご協力をよろしくお願いいたします！

地域の集いの場については、右記より、eコミマップを御覧下さい。



問い合わせ先

内容	電話（直通）
吹田市高齢者安心・自信サポート事業 や自立支援の取組などに関すること	06-6384-1375
吹田市民はつらつ元気大作戦などに関する こと	06-6170-5860
在宅福祉サービスなどに関すること	06-6384-1360
SC（生活支援コーディネーター）に関 すること	06-6339-1254

アンケートへのご協力よろしく申し上げます。

今後の事業の取組に反映させていただきます。

一人ずつ回答をお願いいたします。

回答締切：令和7年4月4日（金）





本日の研修は終了となります。
御参加ありがとうございました。

